

## 都市計画法施行規則第60条証明添付図書（市街化調整区域）

- 申請書類には、過去3ヶ月以内ものを添付してください。
- 申請書類は、正本1部（添付書類は原本を添付）、副本1部（添付書類は写し（コピー）でも可）の合計2部の提出となります。
- 手数料：470円（証明書交付の際、窓口にて現金でお支払いをお願いいたします。）
- 標準処理期間は15日となります。（他部局との調整に要する日数は除きます。）
- 申請書等の住居表示は住民登録のとおり記載すること。
- 敷地の表記は全部事項証明書のとおりに記載すること。

### 【共通書類】

- 開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書
- 公図 ※法務局備え付けのもの
- 建物登記簿謄本・土地登記簿謄本（全部事項証明書）
- 建築確認申請書類一式（1面～6面、位置図、配置図、平面図・立面図等）
  - ※ 建築基準法に規定する道路種別及び路線名・幅員、境界、官地及び隣地からの後退距離等について記入漏れがないか確認すること。
  - ※ 生活排水及び雨水の排水経路を明示すること。
  - ※ 雨水流出抑制施設がある場合は、排水施設との接続が確認できるよう配置図に明示すること。
- 道路協議書の写し ※確認申請に伴い、道路協議が必要な場合
  - ※みなし道路に該当する場合は、後退幅員の協議及び分筆が完了していること。
- 既存建築物の建築確認通知書の写し ※建築計画概要書の写しでも可

### 【個別事項に係る書類】

#### ●農家住宅の建替え

- 耕作証明書（農業委員会事務局発行の農家基本台帳登載事項証明書）
- 世帯全員の住民票（耕作証明書が出る人と同一世帯構成員が単独、若しくは連名で申請する場合）
- 戸籍謄本（耕作証明書が出る人と別世帯で親族関係がある人との連名で申請する場合）

#### ●住宅敷地内農業用倉庫の増築

- 耕作証明書（農業委員会事務局発行の農家基本台帳登載事項証明書）
  - ※住宅敷地外に農業用倉庫を建築する場合は開発建築指導課へ相談してください。

#### ●線引き前建築物の建替え

- 建物閉鎖登記簿等（線引き前の建築物と判断できるもの）
- 土地閉鎖登記簿等（線引き前から宅地としての利用が確認できるもの）
  - ※ 建物・土地全部事項証明書により判断できる場合は添付不要。
  - ※ 土地について、線引き後に合筆等されている場合には、当該土地についても線引き前より宅地としての利用が確認できる資料を添付すること。

#### ●開発許可又は建築許可を受けた土地における建築

- 許可書、検査済証の写し（開発登録簿の写しでも可）
- 住民票・戸籍謄本（当初許可受人から、相続等により土地・建物の権利を承継した者が建築する場合）
  - ※大規模開発による許可を受けた土地については、都市計画法第41条による制限の内容に注意すること。

#### ●都市計画法第34条11号地区内で分譲地として開発許可を受けた土地における建築

- 許可書、検査済証の写し（開発登録簿の写しでも可）
- 重要事項説明書の写し
  - ※ 都市計画法上の制限内容（法34条11号の用途及び制限内容等、雨水流出抑制施設の説明等）が記載されていること。
  - ※ 雨水流出抑制施設と排水施設の接続が確認できるよう、配置図に明示すること。

●許可不要団体による分譲地内の建替え

- 許可不要団体（旧福島県住宅供給公社等）による分譲地であることが確認できる資料（売買契約書の写し、土地全部事項証明書等）

●既存宅地確認済地の建築物の建替え

- 既存宅地確認書（許可不要証明書）の写し

●仮設建築物の建築

- 仮設建築物等許可書の写し

●都市計画法第29条第1項第3号に該当する建築物の建築

- 法第29条第1項第3号又は都市計画法施行令第21条各号に該当することを示す書類

【チェック項目】

●敷地内に不適法な建築物が無いこと

- 無し  有り（ 是正済）

●申請者が、建築確認申請書の申請者と一致しているか

- 一致している  一致していない（ 是正済）

●建築敷地の所在・地番・地積が、建築確認申請内容と一致しているか

- 一致している  一致していない（ 是正済）

●建築敷地の所在・地番・地目・地積が、全部事項証明書と一致しているか

- 一致している  一致していない（ 是正済）

●該当条文がチェックされているか

- 開発許可を受けている場合 { 29条（新築）  42条（建替又は増築）}  
 開発許可を受けていない場合 { 29条（許可不要）  43条（許可不要）}

●区域区分が、一致しているか

- 一致している  一致していない（ 是正済）

●用途地域が、一致しているか

- 市街化区域の場合 { 一致している  一致していない（ 是正済）}  
 市街化調整区域の場合（ なし、又は無指定と記入）

●開発許可等の年月日・番号、検査済の年月日・番号が記入されているか

- 許可済地の場合 { 記入されている  記入されていない（ 是正済）}

●配置図

- 敷地が接する道路の道路名及び幅員が記されているか

→ 建築基準法に基づく道路に該当するのを確認しているか

→ 道路協議の内容が反映されているか

→ 基準法第42条2項道路に該当する場合、協議どおりの後退幅員と寸法が図示されているか

- 隅切りの建築制限について記されているか

- 既存建築物の建築経過について記載されているか

→ 建築確認申請がされていない既存建築物については、建築当時の都市計画法はもちろん、建築基準法の規定に適合していることを確認し、「市街化調整区域における既存建物の調査票」を添付しているか

●地域、地区関係

- 宅地造成規制区域内  許可不要  許可済  区域外  
 風致地区区域内  許可不要  許可済  区域外  
 都市施設（53条）区域内  建築許可済  区域外  
 地区計画区域内  届出済  区域外